

○江戸川区水辺のスポーツガーデン条例

平成二十年十二月十日条例第三十二号

改正

平成二五年 六月二八日条例第三一号

平成二六年 三月二〇日条例第二〇号

江戸川区水辺のスポーツガーデン条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区水辺のスポーツガーデン(以下「水辺のスポーツガーデン」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するため、水辺のスポーツガーデンを次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区水辺のスポーツガーデン	江戸川区東篠崎二丁目三番先
一部改正〔平成二五年条例三一号〕	

(事業)

第三条 水辺のスポーツガーデンは、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 水辺のスポーツガーデンの利用に関すること。
- 二 スポーツ及びレクリエーションの普及並びにコミュニティ活動の増進に関すること。
- 三 その他区長が必要と認める事業に関すること。

(利用区分)

第四条 水辺のスポーツガーデンの利用の区分は、次のとおりとする。

- 一 貸切利用
- 二 一般公開利用

(利用承認)

第五条 水辺のスポーツガーデンを利用しようとする者は、第十五条の規定により区長が指定する者(以下「指定管理者」という。)の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第六条 指定管理者は、水辺のスポーツガーデンの利用について、次の各号のいずれかに該当する

ときは、利用を承認しない。

- 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- 三 その他管理上支障があると認めるとき。

（施設及び利用料金）

第七条 水辺のスポーツガーデンの施設及びその利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

- 2 水辺のスポーツガーデンの付帯設備、備付器具及びその利用料金は、江戸川区規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。
- 3 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、直ちに前二項に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
- 4 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第八条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

（特別の設備等の使用）

第九条 利用者は、水辺のスポーツガーデンの利用に際し、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

（利用承認の取消し等）

第十条 指定管理者は、水辺のスポーツガーデンの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。
- 二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。
- 三 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- 四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第十一条 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が執行し、その費用を利用者から徴収する。

（利用権の譲渡禁止）

第十二条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第十三条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成二五年条例三一号〕

（開場時間等）

第十四条 水辺のスポーツガーデンの開場時間及び休場日は、規則で定める。

（水辺のスポーツガーデンの管理）

第十五条 水辺のスポーツガーデンの管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第十六条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認、利用の取消しその他水辺のスポーツガーデンの運営に関する事。
- 二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関する事。

（指定管理者の指定等）

第十七条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、水辺のスポーツガーデンの設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

（委任）

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十七条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定に基づき指定管理者が行う利用の承認その他水辺のスポーツガーデンの管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成二五年六月二八日条例第三一号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二六年三月二〇日条例第二〇号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区水辺のスポーツガーデン条例別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一（第七条関係）

貸切利用料金

施設名	区分	利用者の区分	単位時間（一時間）
少年野球・ソフトボール場		一般（高校生以上）	一、〇三〇円
		小・中学生	無料
テニスコート		一般（高校生以上）	四一〇円
		小・中学生	無料
テニス・フットサルコート		一般（高校生以上）	四一〇円
		小・中学生	無料
多目的広場		一般（高校生以上）	一、五四〇円
		中学生以下	無料
ローラーコート		一般（高校生以上）	一、五四〇円
		中学生以下（幼児を除く。）	七七〇円

備考

- 一 区民以外の者が施設（テニスコート及びテニス・フットサルコートを除く。）を利用する場合には、規定利用料金の十割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 二 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、三十分を単位として、開場時間外の利用ができる。この場合には、規定利用料金の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。
- 三 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額と入場料等の総収入金額の一割相当額のいずれか高い額を増徴する。
- 四 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定利用料金の三十割相当額を増徴する。

全部改正〔平成二六年条例二〇号〕

別表第二（第七条関係）

一般公開利用料金

施設名	区分 利用者の区分	単位時間（一時間）	
		午前七時から 午後五時まで	午後五時から 午後九時まで
多目的広場	一般（高校生以上）	無料	無料
	中学生以下	無料	無料
ローラーコート	一般（高校生以上）	五〇円	一〇〇円
	中学生以下（幼児を除く。）	二〇円	五〇円

備考 単位時間については、指定管理者は、時間帯又は曜日ごとの利用状況に応じて変更することができる。